

〔桃山・江戸の絵画名品展によせて〕

光琳筆「鶴図」(大和文華館蔵)について

大和文華館は多くの琳派作品を所蔵しています。光琳作品を上げれば、絵画では重要文化財に指定されている「中村内蔵助像」と「扇面貼交手筈」をはじめ、「流水図広蓋」、「雪舟写山水図」、「鶴図」、「白梅図小袖断片」、書蹟では「書状上嶋源之丞宛」、陶磁では、乾山焼に絵付けした「光琳筆鏤絵山水四方文火入」、「光琳筆鏤絵菊図角皿」の合計9件が数えられます。鑑定家の基準は時代によって移り変わりますが、いずれも長い年月にわたる鑑識を経て、光琳作と伝えられた作品です。しかし、伝承作品の中には、現在の光琳研究では、位置付けが難しい作品もあります。そのような作品は、参考資料として所蔵品と区別することもあります。明確な判断がつかなければ、ひとまず、光琳が独自の様式を確立する以前の修養期の作品、あるいは、光琳が指導した工房の作品と仮定して、今後の研究を待つことになります。

大和文華館の光琳作品では、「鶴図」と「白梅図小袖断片」が位置付けの難しい作品にあたります。ここでは、「鶴図」(図1)について再検討したいと思います。大和文華館はこの作品を昭和28年(1953)8月に東京の美術商から購入し、所蔵品番号660に登録しています。「鶴図」では一羽の鶴に竹を添えています。鶴は丹頂鶴ですが、頭頂部は赤く彩色されず、紙に墨の濃淡

図1



図2



図3



図4



文章」十五所収 一九五四)において、「鶴図」を「一種淡泊蕭疎な画趣のうちに装飾化を織り込んだ珍しい作品」と評価し、光琳作品として認めています。ただし、「鶴図」の形状から屏風の一扇を掛幅に改装した作品と考え、後に、別人によって落款と印章が加えられたという意見を述べています。落款と印章のない作品であったすれば、「鶴図」の落款と印章は絵師の自署ではなく、後に記された別人による鑑定になります。大和文華館は光琳の次世代の絵師、渡辺始興の六曲一双屏風、「四季花鳥図押絵貼屏風」を所蔵しています。押絵貼屏風とは各扇に一図ずつ絵を貼った屏風です。この作品の一図の寸法は、縦が125.5cm、横は第一扇と第六扇が49.7cm、第二扇から第五扇が51.2cmです。各図には印章が押され、落款は両端にあたる右隻の第一扇と左隻の第六扇だけに記されています。確かに寸法は「鶴図」に近く、押絵貼屏風であった可能性は十分にあります。元の印章が消され、現在の落款と印章が後から加えられた可能性も否定できません。

「鶴図」のように、鳥や動物を草花、花木と組み合わせた水墨画では、俵屋宗達、あるいは宗達派の作品が知られています。「鶴図」には宗達派の作品を踏襲しながら、さらなる絵画表現上の展開が図られています。「鶴図」の画面一杯に大きく描かれた鶴の姿は、周囲に刷いた淡い墨の外隈によって白く浮かび上がっています。鶴は左足を大きく踏み出し、胴体を傾けていますが、胴体の右斜め前に向かう傾きに対して、左足の足先はやや右斜め奥に向き、左足に重心を移しています。この姿勢から、首を柔らかに蛇行させながら上方に伸ばし、顔を後方に回して口を開いています。このような複雑な姿勢は、宗達派の作品には見出せません。「鶴図」では、鶴の歩む姿、餌をついばむ姿、鳴く姿など、伝統的な様々な図様が一羽の鶴に再構成され、長く伸びる細い脚と膨らむような卵形の胴体など、各部分の造形的な特色を誇張して対照させています。

描法の特徴では、線描の表現力に対する意識の高さが上げられます。鶴の首と胴体の輪郭は、やや肉太の線描によって括られています。

線描の数は少なく、長い線描は見られません。それぞれの線描には起筆と終筆が示され、運筆の調子まで伝えています。墨色の濃淡は、右脚と左脚の墨色の相違に表れているように、原則的により近い部分や立体感の強い部分を濃くしています。比較的濃い墨が塗られた風切羽、足、竹の葉には、たらし込みが施され、装飾的な効果を上げています。「鶴図」では鶴と竹や背景の山影の関係においても特色が認められます。竹の葉の形状は鶴の嘴、山影の形状は鶴の胴体に呼応し、画面全体をまとめています。「鶴図」には足の指などに写実的に表現された部分も見られますが、総じて写実性はそれほど重視されていません。鶴のやや不自然でありながら、均整のとれた姿には、現実から抽象された造形表現そのものに対する志向が強く感じられます。

問題はこのような特色を備えた「鶴図」を光琳の晩年様式に帰すべきか、あるいは光琳以降の絵師の様式に帰すべきかにあります。もちろん、後者の場合は光琳芸術を相当に理解している絵師に限られます。光琳が宗達派の作品を踏襲した作品から、さらに展開させたこととなります。その可能性のある絵師の一人に、『尾形流略印譜』において「光琳門人にて尤其風を得たり」と記された渡辺始興が上げられます。始興は光琳作品に倣う作品を数多く残しています。例えば、「溪上遊亀図」(図3)の線描や墨の使い分け、画面構成は「鶴図」とそう遠く離れていません。光琳芸術の理解を深めるためにも、さらに時代様式の変遷まで視野を広げた検討を要する問題です。なお、大正四年(1915)に日本美術協会によって編集され、審美書院から発行された『光悦派三名家集』には、作風においても、落款と印章においても「鶴図」と極めて近い「双鴨図」(図4)が掲載されています。この作品は「鶴図」と同じ押絵貼屏風に貼られていたのかもしれませんが、

(中部義隆)

※図3は『渡辺始興一京雅の復興一』(大和文華館、2000年)、図4は『光悦派三名家集』(審美書院、1915年)より複写いたしました。

季刊 美のたより No.186

平成26年4月8日

発行 大和文華館